

令和5年 労働災害発生状況一覧表（林業）

番号	作業種別	原因別	場所	発生日	時間	年代	経験年代	災害発生状況	傷病の程度	発生原因	再発防止策
1	集材	架線	山林	R5.1.23	15:50	30	20	伐採木の集材作業中、引き寄せていた木材が立木に引っ掛かったため、ウィンチを止めてワイヤーを付け替えに行ったところ、誤ってウィンチのリモコンを触ってしまい、木材が動き出して左足に当たり負傷した	打撲、靭帯断裂 [休業2か月]	リモコン操作できる環境で他の作業を行ってしまった	安全教育的再徹底
2	移動	転倒	山林	R5.2.25	10:30	30	20	間伐作業においてチェーンソーのエンジンを止めパイザーを上げて移動中、チェーンソーを持ちながら傾斜した山林に横倒しになっていた木を乗り越えようとしたところ、ぬかるんでいたため足が滑り転倒し、はずみでチェーンソーの刃が当たり負傷した	切傷、頬骨折 [不明]	太い倒木を安易に乗り越えようとした	太い倒木は横断ではなく迂回する
3	枝払い	林業機械	山林	R5.4.5	15:05	50	10	高所作業車を使用し地上7m付近の枝を電動チェーンソーで伐っていた。建物が隣接し枝を落とせない状況、かつ、近寄りた位置の枝を伐るため、左手にチェーンソーを持ち替えて右手で枝を掴んで伐っていたところ、刃が当たり負傷した。	不明	・利き手ではない手でチェーンソー作業を行った ・無理な態勢で作業を行った	・利き手ではない。及び片手でチェーンソーを使用しないよう再徹底する ・作業手順の細かい部分を事前に確認のうえ作業を行う
4	伐採	林業機械	山林	R5.4.18	11:00	50	20	傾斜35度程度の急斜面で切り捨て間伐中、径10cm程度の灌木を斜めにカットした際、通常は伐木が先に滑り落ちるはずが、チェーンソーの刃に乗ったままとなり、チェーンソーが弾かれて思わぬ方向に動き、足に刃が当たって負傷した	不明	受け口を作らなかった	径20cm未満は受け口を作ることが望ましい
5	移動	資材	山林	R5.4.28	15:00	50	20	休憩終了後、他の職員が他現場へ行くため、支障となっている被災者の車を移動させようと車両と獣害防止柵の間を通行中、獣害防止柵が破損し少し外側に飛び出していた針金が頭部に当たり負傷した。	頭部裂傷 [2日]	・ヘルメットを着用していなかった。 ・足元ばかりに注意が及び周囲の確認を怠った。	・いかなる状況でもヘルメットの着用を徹底する。 ・安全確認の再徹底
6	玉切	飛来物・落下物	山林	R5.5.9	9:00	30	30	間伐作業中、急斜面において伐倒した木を玉切り作業していたところ、先に伐倒して玉切りしていた木が転がってきて、腰に当たり負傷した。	第3腰椎圧迫骨折、仙骨部打撲 [3か月]	玉切りした時に等高線に沿って立木か切株に掛けて転落しないよう固定する必要があるが、等高線に沿わず斜めに掛けてあった	固定が確実に実施されていることを確認後に次の作業に移るよう徹底する
7	伐採	飛来物・落下物	山林	R5.5.16	13:00	40	20	選木作業中、傾斜40度の斜面にて別の木に掛かっていた枯木が外れた衝撃で、被災者の足元に横たわっていた根の付いた枯れ木が動き出し10m程滑り落ち、根の部分が右足に接触し負傷した。	右足首の腓骨ほか3本骨折 [3か月]	・周囲の確認不足	・周囲確認の再徹底
8	伐採	飛来物・落下物	山林	R5.5.18	15:30	40	10	伐倒作業中、作業道上部から斜め下方へ伐倒した木が、過去に切り捨ててあった残存木に接触し、伐倒木が下方に滑るのに伴い、残存木が付近にあった切株で回転し、被災者に当たり負傷した	右腿外側打撲 [2週間]	・障害物の除去を怠った ・危険予知が甘く、退避想定が不足していた	・障害物撤去の徹底 ・退避場所確認の徹底
9	玉切	資材	山林	R5.5.30	13:30	30	20	玉切した木を集積しようとした際、その木が転がったため被災者がバランスを崩し、置いてあったチェーンソーと共に滑り落ち、チェーンソーの刃が右膝上部に当たり負傷した。	右膝上部切傷 [2週間]	・チェーンソーのエンジンは止めていたが、足元に置いてしまった	・チェーンソーは離れた所の木の根元など安定した場所に置くようにする
10	地拵え	転倒	山林	R5.6.5	14:00	40	20	地拵え作業中、伐採した雑木（直径約10cm）を約1.5mほどに伐ったものを移動させようとして持ち上げたとき、足が滑り持ち上げていた木が手から離れ右足甲に落ち負傷した。	右足甲打撲 [10日間]	足元の安全性の確認を確実に行っていなかった	・安定した足元の確保を確実に行う ・安全確保に不安がある時は作業を一旦中断する

令和5年 労働災害発生状況一覧表（林業）

番号	作業種別	原因別	場所	発生日	時間	年代	経験年代	災害発生状況	傷病の程度	発生原因	再発防止策
11	伐採	跳ね返り	山林	R5.6.7	11:00	30	10	間伐作業中、伐採したヒノキが倒れた際に、先に伐採処理しておいた広葉樹の枝が跳ね上がり、ヘルメット越しの後頭部にあたり負傷した。	打撲 [1週間]	・避難はしていたが、枝が飛んでくることまで想定していたなかった ・伐採木が倒れ切るまで目視していなかった	・避難時は体を隠すよう立木の後ろに隠れる ・伐倒木が倒れ切るまで目視するよう徹底する
12	集材	挟み込み	山林	R5.6.9	13:30	40	1	作業道へ木を引き寄せる作業を行っていた。グラブルのワイヤーで伐倒木を引いた際、先に倒していた別の伐倒木が動き、被災者の足が古木に挟まれ負傷した。	左足踝骨折 [3か月]	・作業周辺や退避場所の確認が不十分だった ・無線で連絡を取り合っていたが連絡確認が不十分だった	・安全確認の再徹底 ・連絡確認の再徹底
13	伐採	飛来物・落下物	山林	R5.6.10	15:30	60	20	間伐作業中、伐倒の際に落下してきた枯れ枝が左肩に当たり負傷した。また、その際に転倒し、右足首を捻り負傷した。	左肩甲骨骨折、右足部捻挫ほか [4週間]	立木の状態、周囲等の確認を行い作業にあっていたが、上方の確認が不十分だった	安全確認の再徹底
14	地拵え	飛来物・落下物	山林	R5.6.13	14:30	30	20	地拵え作業中、雑木（樫の木）を伐り倒し、1m程に刻み刈払った枝を落として傾斜下方向に集積するため枝を引っ張った際、1m程の単木に枝が引っ掛かり、斜面を滑り落ちてきて避けようとしたが足場が緩く早く逃げられず足に当たり負傷した。	右足下腿打撲 [10日間]	作業周辺の状況をしっかり確認できていなかった	・安定した足元の確保を確実に行う ・安全確保に不安がある時は作業を一旦中断する
15	集材	跳ね返り	山林	R5.6.23	9:30	40	20	木材の集材作業中、集材する伐倒木をウィンチで引っ張り出そうとした際に、台付けが外れ、その勢いで台付けに掛けていたフックが飛び、跳ね返ったフックが右ふくらはぎに当たり負傷した。	右ふくらはぎ打撲 [1週間]	ウィンチで単引きするときはフックが外れることを想定して避難はしていたが、跳ね返ることまでは想定していなかった。	予期せぬ動きを想定して避難場所を予め決めておく
16	集材	飛来物・落下物	山林	R5.6.24	10:00	30	20	2名で集材作業中、林内の伐採木を引き出すためロープを掛けようとして引っ掛けていた伐採木の先端を切り落としたところ木が滑り出し、下で待機していた作業員の左脇腹に当たり負傷した。	左肺挫傷・肋骨骨折 [3か月]	・上下作業を行った ・合図をせず先端部を切ってしまった	・集材する線上の下に入らない。入る必要がある場合は上の者に合図する ・上で作業を行うときは常に合図を送る
17	玉切	転倒	山林	R5.6.26	11:00	30	10	伐倒木を玉切するためにヤブが邪魔だったのでチェーンソーにてヤブを伐りながら移動していた際、足元にあった間伐材で足を滑らせ、チェーンソーが左手薬指に当たり負傷した。	左手薬指切創 [2週間]	・移動しながら作業を行った ・周囲の確認不足 ・足場の確保を怠った	・安全作業の再教育 ・周囲確認の再徹底 ・足場の確保の徹底
18	伐採	跳ね返り	山林	R5.9.12	11:00	50	20	チェーンソーを使用し、広葉樹等の雑木を刈払っていたところ、周辺のスギの根元に当たりキックバックを起こした。その反動で足を滑らせ、前傾姿勢となった際に顔面にチェーンソーが接触し負傷した。	右顔面切創・外傷性、出血性ショック [2週間]	・足場の悪い状況で作業を行った ・斜面下側から立木の根元へ刈払った	・刈払い前に現場の危険箇所が無い確認し、体がしっかり支えられるよう足は地面に着地させる ・キックバックが想定される場合は鉈等手作業とする
19	移動	虫・動物	山林	R5.9.14	11:00	20	10	忌避剤散布中に地面（土中）にあったオオスズメバチの巣を踏んでしまい、蜂に2箇所刺され負傷した。	蜂刺され（右胸下、左腸脛） [2日]	・土中のため発見することが困難で、周辺の蜂の存在にも気づけなかった	・周囲状況を確認し、常に注意を払う。
20	伐採	飛来物・落下物	山林	R5.10.11	11:00	40	20	チェーンソーによる伐倒作業中、受け口等の作成が必須とされていない胸高直径20cm未満のヒノキを受け口を作らず伐採したところ、伐倒木が急斜面のため、退避していた場所まで滑り、被災者の左足の甲に当たり負傷した。	左足第3第4中足骨骨折、左足関節捻挫 [2か月]	・伐倒方向の制御、コントロールがうまくできなかった。 ・退避場所を確保したが、伐倒方向が変化した際、それ以上退避できなかった。	・伐倒木の重心を見極める ・退避場所が確保できない場合、ロープ等を使用する等の伐倒方法を選択する。

令和5年 労働災害発生状況一覧表（林業）

番号	作業種別	原因別	場所	発生日	時間	年代	経験年代	災害発生状況	傷病の程度	発生原因	再発防止策
21	草刈	飛来物・落下物	山林	R5.10.26	10:30	50	30	急な法面で刈払機にて草刈作業していたところ、草の中に落ちていた番線に刃が当たり、飛んできて被災者の右すねに刺さり負傷した。	右脛挫創 [0日]	・番線は20cm程で小さく、錆もあり色や形で事前に見つけることは困難だった。	・刈払機の刃の回転スピードを遅くする。 ・刈払機を大振りしない（絡まりを制御）
22	枝払い	林業機械	園内	R5.11.7	11:30	50	30	間伐した材を枝が付いた状態で集材し、幹と枝を分別するため、伐倒木の枝払い作業中、チェーンソーの刃が左足親指に当たり切傷した。	左足親指切傷 [休業1.5日]	・甲ガード付足袋等を履くよう指導していたが、通常の足袋を履いていた。 ・KYで服装チェックを行うこととしていたが、足元のチェックを怠った	・安全対策の再徹底 ・KYにおける服装チェックの再徹底
23	玉切	転倒	山林	R5.11.8	11:00	40	20	切捨間伐作業中、洞に橋渡しになった伐倒木を玉切る際に、左足を踏ん張ったところ、足の下にあった石が動いたため、チェーンソーのアクセルを握ったまま前方に転倒し、刃が体に接触し負傷した。	左横腹、左手甲切傷 [休業14日]	・足場の状況確認を怠った。	・足場の確保を再徹底する。
24	移動	虫・動物	山林	R5.11.18	8:20	40	20	間伐施業地へ向けて2名が入山した。施業開始地点に到着したため休憩の後、作業準備を行っていた際に、10～20m程先にいた熊が被災者に襲い掛かり後頭部と左上腕を噛まれるなどの被害があった。	後頭部、左上腕切傷 [休業3日]	・熊鈴や熊よけスプレー等を携帯するなど対策は取っていたが、休憩の後の作業準備だったため、音を出す等の対策ができていなかった。	・休憩時はラジオ等常時音が出る対策を行う。
25	かかり木	跳ね返り	山林	R5.11.21	10:30	70	30	作業路開設のため伐開作業中にかかり木になった。かかった木を倒すため、重機を使用してかかり木を押しながら立ち木から外したところ、かかり木の元のつるが切れ、株から外れて跳ね上がり、付近にいた被災者の右足に当たり負傷した。	右下腿開放骨折 [1か月]	・かかり木処理中に危険区域内に作業員が残っていた。 ・作業員の退避場所の確保ができていなかった。	・退避状況等の確認の再徹底。 ・危険区域内に侵入しないよう安全教育の再徹底
26	伐採	飛来物・落下物	山林	R5.12.1	11:15	50	10	皆伐中、伐倒方向が限られていたためグラブプルで支え伐倒方向をサポートしていたが、伐倒時にバランスを崩し切り口部分が滑ってきたため、危険を感じ背を向けて退避したが背中に元玉部が直撃し被災した。	死亡	・グラブプルで伐倒木を支えていたため、自分側面に倒れないだろうと思い込み伐倒時の避難を怠った。	・安全教育の再徹底
27	かかり木	飛来物・落下物	山林	R5.12.7	14:00	30	10	間伐作業中、伐採木がかかり木になったため、フェリングレバーを使用して木回しをしたところ、株から外れて落ちた木が左膝に当たり負傷した。	左膝筋挫傷 [10日]	・かかり木を外す時の伐採木の動きを予測できなかったため、危険な位置に立ってしまっていた。	・木回する時は、伐採木が株から外れる位置を事前に予測のうえ、危険な場所には足を置かないようにする。
28	かかり木	飛来物・落下物	山林	R5.12.11	11:30	40	1	傾斜地で伐倒中、かかり木になった木を膝高程度の所で切り離した時に、伐倒木（胸高直径18cm）が斜面下方へ滑り出したため退避したが、滑った木の枝に巻き込まれ、身を倒されながら挟まれる形で地面にあった切株に胸を打ち付けて受傷した。	左第3・第4肋骨骨折 [1か月]	・元玉切りを行った。	・適切なかかり木処理を徹底する。 ・胸高直径20cm未満であっても、傾斜地で伐倒木の滑落等の可能性がある場合は受口を作成する。
29	伐採	飛来物・落下物	山林	R5.12.14	15:30	20	1	急傾斜地でヒノキの伐採を腰の高さで行ったところ、元口が斜面を滑って落ちてきて、そのまま先端部が被災者に当たり下敷きとなって負傷した。	胸部（上腹部）打撲 [2日]	・急傾斜地で退避する間が無かった。 ・初級者には厳しい作業環境であった。	・作業手順と基本動作の再徹底 ・初心者には配置する現場を配慮し、安全作業のための工期設定を考慮する。
30	伐採	飛来物・落下物	山林	R5.12.16	15:50	30	1	間伐作業中、伐倒木が上方の枝がらみで伐倒方向が変わってしまった。伐倒木の枝が、退避しようとしていた被災者の背中のリュックに引っ掛かり、その重さでよろけて強くしりもちをついて負傷した。	背骨粉碎骨折 [6か月]	・足元がぬかるんで滑ってしまい、退避できなかった。 ・つるを切りすぎてしまい元が外れてしまった。	・退避場所の確認や周辺状況の確認の再徹底 ・正しい伐倒方法の再徹底
31	玉切	飛来物・落下物	山林	R5.12.19	11:00	40	1	間伐作業中、伐倒した杉の先端部分が他の立木にもたれかかった状態で伐倒木を玉切りしたところ、応力開放により一瞬のうちに玉切りした箇所（樹幹側）跳ねて左足首に当たり負傷した。	左脛骨内果骨折 [3か月]	応力のかかった木の動きを予測できておらず、危険な位置に立ってしまっていた。	玉切りの際は木の状況をよく確認することを徹底し、応力のかかった木の場合は立ち位置の再確認の徹底と判断が難しい場合は班長等の指示を受け、1人で作業を行わない。